

## 法人が、認定 NPO 法人へ寄附をした場合の 寄附金控除について

### 寄附に伴う税制上の優遇措置

#### ◇法人が認定・特例認定 NPO 法人に寄附した場合

法人が認定・特例認定 NPO 法人に寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

具体的には

#### ◇特別損金算入限度額の適用について

法人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、一般の NPO 法人に寄附した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けてられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

##### 1. 認定・特例認定 NPO 法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

1. 資本がある法人(期末資本金の額 $\times 0.375\%$  + 所得金額 $\times 6.25\%$ ) $\times 1/2$
2. 資本がない法人 所得金額 $\times 6.25\%$

##### 2. 一般の寄附金に係る損金算入限度額

1. 資本がある法人(期末資本金の額 $\times 0.25\%$  + 所得金額 $\times 2.5\%$ ) $\times 1/4$
2. 資本がない法人 所得金額 $\times 1.25\%$

※所得金額 = 所得金額(当期純利益に税務調整をした額) + 寄附金の支出額

## ◇モデルケース

以下の企業が認定・特例認定 NPO 法人に寄附した場合の試算(千円以下、四捨五入)

1. 資本金の額 2,000 万円、所得金額 2,000 万円

【1】特別損金算入限度額 66. 3 万円

【2】一般損金算入限度額 13. 8 万円

2. 資本金の額 1,000 万円、所得金額 1,000 万

【1】特別損金算入限度額 33. 1 万円

【2】一般損金算入限度額 6. 9 万円

3. 資本金の額 300 万円、所得金額 0

【1】特別損金算入限度額 0. 6 万円

【2】一般損金算入限度額 0. 2 万円

4. 資本金の額 0、所得金額 1,000 万円

【1】特別損金算入限度額 62. 5 万円

【2】一般損金算入限度額 12. 5 万円

(注)事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

※確定申告等の詳しい手続きについては、[国税庁ホームページ](#)等を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください

認定 NPO 法人 市民福祉団体全国協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-19-6 桔梗備前ビル 802 号室

Tel : 03-6809-1091 Fax : 03-6809-1093

Web サイト : [info@seniornet.ne.jp](mailto:info@seniornet.ne.jp)